

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の流れ

住 民

事 業 者

大 津 市

事業計画における土地利用に関する事前相談書提出

土地利用問題協議会

土地利用に関する意見

関係課等協議

事業計画書及び生活環境影響調査実施計画書の提出

書類審査

関係地域の決定

告示・縦覧

関係課等協議

事業規模・生活環境への影響範囲などを考慮して決定

周知計画書提出

事業計画説明会開催

周知実施状況報告書

説明会出席

関係住民から事業計画意見書提出

事業計画意見書の写し等を送付

関係住民の意見に対する見解書提出

住民意見の反映を確認・指導

関係住民の意見に対する見解書内容周知

生活環境影響調査実施

生活環境影響調査結果報告書提出

報告書審査

告示・縦覧

説明会出席

生活環境影響調査結果に係る説明会開催

周知実施状況報告書

関係住民から生活環境影響調査結果意見書提出

生活環境影響調査結果意見書の写し等を送付

関係住民の意見に対する見解書提出

住民意見の反映を確認・指導

関係住民からの意見書に対する見解書内容周知

生活環境保全協定締結

締結が困難な場合、関係住民又は事業者の申請に基づき、市が、必要に応じて大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くなどして、あっせんを行う。

生活環境保全協定書写しの提出

生活環境保全協定が締結できない場合

生活環境保全誓約書の提出

許可申請書提出

最終処分場、焼却施設以外の施設の場合、不要

審査

告示・縦覧

関係課等協議

生活環境保全上の意見提出

欠格要件照会

許可又は不許可判断

許可証等交付

施設設置等

学識経験者による廃棄物処理施設設置に関する意見聴取会

学識経験者による廃棄物処理施設設置に関する意見聴取会

事業者との継続した協議

法による手続

法による手続